

緊急時における休校（「学生生活の手引」抜粋）

災害等緊急時における学生の皆さんの危機管理を目的として、登校等について次のとおり定めます。

▶ 基準

下記の基準の一つ以上に該当する場合、休校措置をとります。

① 気象警報の発表

気象庁より暴風警報又は大雪警報が神奈川県全域又は神奈川県東部に発表された場合。

② 交通機関の不通

天災又は人為のため、JR 大船駅を発着する東海道本線（東京－小田原間）、横須賀線（東京－逗子間）及び京浜東北線・根岸線（東京－大船間）の 3 路線すべてが、上り・下り・北行・南行、運行区間の全部又は一部を問わず不通になった場合。

※但し、事故等によりダイヤが乱れている場合は、運行しているものとみなし、休校措置をとりません。

▶ 休校の解除

① 午前 6：00 までに警報等が解除又は交通機関が開通した場合、

→休校は解除とする。

② 午前 10：00 までに警報等が解除又は交通機関が開通した場合、

→午後 0：00 以降は平常通りとする。

③ 午後 2：00 までに警報等が解除又は交通機関が開通した場合、

→午後 4：00 以降は平常通りとする。

▶ その他

① 暴風、暴風雪、大雨、大雪又は地震等の影響による交通機関の運転見合わせ又は乱れが予想され、授業等の実施に支障をきたす可能性があるると判断される場合は、上記の基準に関わらず臨時休校措置をとる場合があります。

② 休校については下記方法でも告知をします。

大学構内掲示

鎌倉女子大学ホームページ

鎌倉女子大学ポータルサイト

③ 休校を実施した結果、必要となる事後の対応については各部署から学生に連絡します。

④ 休校措置とその解除は基準のとおり運用しますが、各自の安全確保を優先してください。